

浮羽究真館高校の生徒の 下宿等の家賃を補助します！



浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金

地域の活性化と将来に向けた若者の移住・定住につなげるため、
浮羽究真館高校に通学する生徒の保護者に対し、
下宿等の家賃に要する費用の一部を補助します。

【 補 助 額 】

上限 月額2万円(年額24万円)



【お申込み・お問い合わせ先】

うきは市役所 企画政策課 政策調整係

〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316番地 TEL0943-73-9021

・補助金を受け取るには

交付
申請
(4月)

1. うきは市役所企画政策課に下記書類を提出(郵送orフォーム入力)してください。

〈提出書類〉 ①交付申請書(様式第1号)

②下宿等における賃貸借契約書の写しもしくはそれに準ずるもの

③在学証明書の写し

※上記書類を郵送or申請フォームよりご提出ください。



申請フォーム

交付
決定

2. 申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。決定された方には交付決定通知書(様式第2号)を発行します。

実績報告及び補助金の請求
(補助対象期間終了後)

3. 補助対象期間の終了後、下記の書類を提出してください。

〈提出書類〉 ①実績報告書兼補助金請求書(様式第5号)

②領収書の写しもしくは支払いがわかるもの

注意事項

◆補助対象経費の変更や家賃の支払いを中止するなど変更があった場合は、速やかに中止・変更申請書を提出してください。

◆偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けた場合や規定に反した場合は、交付決定が取り消しとなります。

補助対象経費

限度額

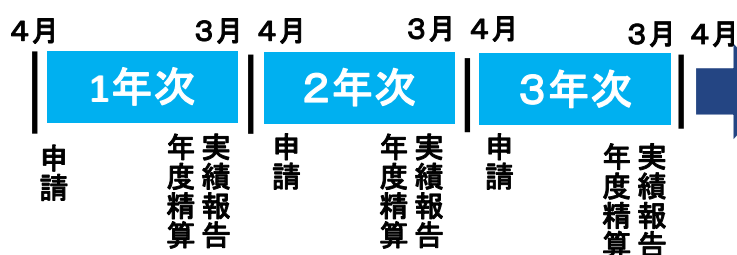
下宿等の家賃に要する経費

月額20,000円 (年額240,000円)
ただし、限度額に満たない場合は、控除対象経費の額とする。

〈補助対象者〉

遠距離等の理由により自宅からの通学が困難なため、市内の下宿等から浮羽究真館高校に通学する生徒の保護者

〈補助対象期間〉



これ以降は対象外です。

*** 年度ごとに申請と精算の手続きが必要です。**

〈下宿等の定義〉

浮羽究真館高校の生徒が通学のために賃貸借した下宿、間借りまたは民間の賃貸住宅及び学生寮。ただし、3親等以内の親族等が所有する持ち家等に居住するものを除く。

〈家賃の定義〉

賃借物件の賃貸借契約等に基づく物件及び寮や下宿先の使用における対価として支払う納入金をいう。

*** 不明な点等ありましたら、うきは市役所企画政策課にお問い合わせください。**



提出書類等各種データはQRコード先ページよりダウンロードできます。